

新幹線車両内の喫煙ルームの案内掲示について

2020(令和2)年8月10日

半澤一宣

調査の目的

厚生労働省は、健康増進法の一部を改正する法律(2018(平成30)年法律第78号)の公布に伴い「基発0701第1号」として発出した「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」と題する文書の中で、喫煙専用室の使用方法について、

「喫煙専用室からの入退出時はたばこの煙が漏えいしやすいため、可能な限りゆっくり入退出すること」

を利用者に周知することが望ましい旨を通告しています(15頁「(別紙2)技術的基準を満たすための効果的な手法等の例 1 喫煙専用室の(3)喫煙専用室の使用法の周知」)。

この点に係る周知が新幹線列車内の喫煙ルームではどうなっているかを調査しました。

その結果、3頁以降に掲載する写真のとおり、上記の「ゆっくり入退出」を促す掲示は1つも見つかりませんでした。

このことから、これらの新幹線車両を運行するJR東海、JR西日本、JR九州の3社が(健康増進法の第25条と第26条で定める)受動喫煙の防止に「努力している」とは認められないことが、明らかになりました。

調査データ

1. N700系16両編成

2020(令和2)年8月5日(水曜日)

東京6時00分発博多行き「のぞみ1号」(東京~新大阪間で乗車・調査)

(JR東海保有X48編成、2010(平成22)年にZ48編成として製造(新製当初から喫煙ルーム有) 2014(平成26)年に走行装置改良工事実施に伴いX48編成と改番)

車両番号 3号車=786-2548、7号車=787-2448

10号車=777-2048、15号車=787-2548

2. N700系8両編成

2020(令和2)年8月5日(水曜日)

新大阪8時55分発鹿児島中央行き「みずほ605号」(新大阪~博多間で乗車・調査)

(JR九州保有R9編成、2011(平成23)年に製造、新製当初から喫煙ルーム有)

車両番号 3号車=786-2548、7号車=787-2448

3. 500系

2020(令和2)年8月7日(金曜日)

博多11時10分発(博多南10時56分発)新大阪行き「こだま850号」

(広島~新大阪間で乗車・調査)

(JR西日本保有V8編成、1998(平成10)年にW8編成(16両編成)として製造、2010(平成22)年に8両編成化と喫煙ルーム設置等の改造に伴いV8編成と改番)

車両番号 3号車=527-7015、7号車=527-7708

3頁以降に掲載する写真の解説文では便宜的に、下り列車(博多・鹿児島中央方面行き)における進行方向左側のことを「海側」(太平洋・瀬戸内海側)、同じく右側を「山側」(富士山・中国山地側)と表記しています。

参考：各車両の形式写真



N700系16両編成



N700系8両編成



500系



1 - 1 N700系(16両編成)の3号車



3号車の喫煙ルーム付近の全景
2号車側から撮影。左が山側、右が海側



3号車海側の旧喫煙ルーム跡。現在は業務用品置場(パーサーの説明による)



3号車の喫煙ルームの掲示・その1

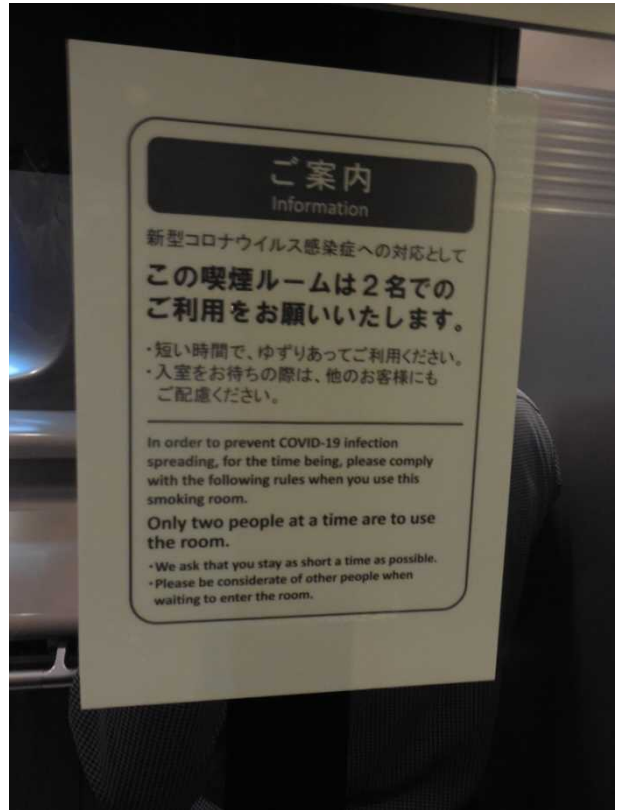


3号車の喫煙ルームの掲示・その2

1 - 2 N700系(16両編成)の7号車



7号車の喫煙ルーム付近の全景。8号車側から撮影。喫煙ルームは山側のみ、海側は車内販売準備室



すべての喫煙ルームに臨時掲出されている
利用人数制限のお願い
制限人数は広さによって異なる



7号車の喫煙ルームの掲示・その1



7号車の喫煙ルームの掲示・その2

1 - 3 N700系(16両編成)の10号車



10号車の喫煙ルーム付近の全景
喫煙ルームは山側のみ、海側は業務用室



10号車の喫煙ルームの掲示・その1
グリーン車マークが掲出されており、普通車の乗客の利用を認めていないことを示唆している

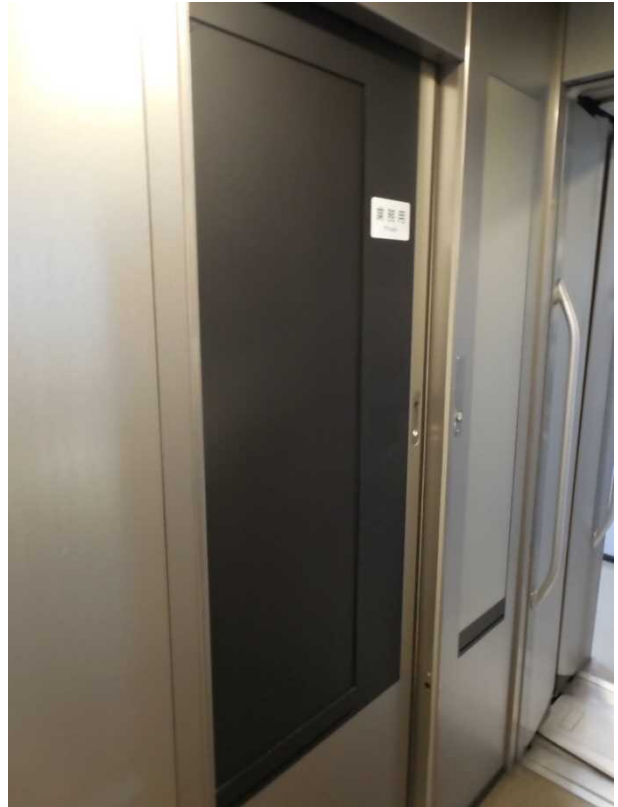


10号車の喫煙ルームの掲示・その2

1 - 4 N700系(16両編成)の15号車



15号車の喫煙ルーム付近の全景
14号車側から撮影。左が山側、右が海側



15号車の海側の旧喫煙ルーム跡
3号車と同様、現在は業務用品置場扱い

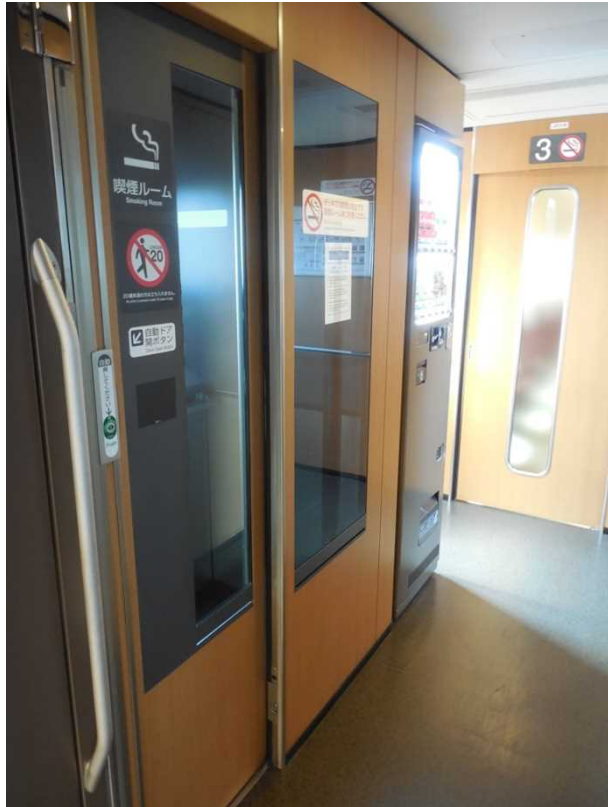


15号車の山側の喫煙ルームの掲示・その1



15号車の山側の喫煙ルームの掲示・その2

2 - 1 N700系(8両編成)の3号車



3号車の山側の喫煙ルーム付近の全景
2号車側から撮影



3号車の海側の喫煙ルーム付近の全景
2号車側から撮影



3号車の山側の喫煙ルームの掲示・その1



3号車の山側の喫煙ルームの掲示・その2

2 - 2 N700系(8両編成)の7号車



7号車の喫煙ルーム付近の全景
6号車側から撮影。左が山側、右が海側



7号車の山側の喫煙ルーム



7号車の海側の喫煙ルーム



7号車の山側の喫煙ルームの掲示・その1



7号車の海側の喫煙ルームの掲示



7号車の山側の喫煙ルームの掲示・その2

3 - 1 500系の3号車



3号車の喫煙ルーム付近の全景
2号車側から撮影。左が山側、右が海側



新型コロナウイルス感染防止対策に伴う
臨時の利用人数制限のお願い



3号車の山側の喫煙ルーム



3号車の海側の喫煙ルーム



3号車の山側の喫煙ルームの掲示



3号車の海側の喫煙ルームの掲示

3 - 2 500系の7号車



7号車の山側の喫煙ルーム付近の全景
6号車側から撮影。手前は車内販売準備室



7号車の海側の喫煙ルーム付近の全景



7号車の山側の喫煙ルームの掲示



7号車の海側の喫煙ルームの掲示

以上